「公文書の日付表記」についてご理解とご協力をお願いします

元号の変更に伴い、5月1日以降に発送する公文書には新元号「令和」を使用します。

●町から発送する公文書について

町から発送する公文書の中には、印刷日程などの関係から、日付や納期限などが「平成」のままで記載されている場合がありますが、法律上の効果は変わりませんので、「平成」と表記されている部分は、新元号に読み替えてくださいますようお願いします。

●町へ提出する文書について

町に提出する文書のうち、書式に「平成」と記載されているものについて、5月1日以降に提出する場合は、お手数ですが「平成」に二重線を引いて、「令和」とご記入くださいますよう、お願いします。訂正印不要

●町公式サイトにおける各種書式について

町公式サイト内の各種書式、様式のうち、「平成」の記載が入ったものについては、順次修正していく予定です。改元直後に町へ書類を提出する予定がある場合、当面は既存の書式を使用し、「平成」に二重線を引いてご対応くださいますようご協力をお願いします。訂正印不要

【問い合わせ】総務課　庶務係　☎(83)1221

行政相談委員2名を再任

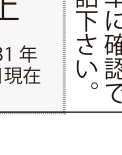

行政相談委員として、岩本克雄（いわもとかつお）さんと鍵和田実（かぎわだみのる）さんが4月1日付けで再任されましたので、お知らせします。

行政相談委員は総理大臣から委嘱を受け、国の行政機関などの業務に関する相談に応じ、相談者に必要な助言などを行うボランティアです。

社会福祉、医療保険、年金、労働環境などでお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談会は月1回開催しています。

【問い合わせ】町民課　窓口サービス係　☎(83)1225

町内の製造事業所の皆さん、ご協力をお願いします

政府統計

「工業統計調査」を6月1日時点で実施します

日本の工業の実態を明らかにすることを目的とした、「工業統計調査」を、6月1日を調査時点として実施します。この調査は、統計法に基づく「報告義務」がある重要な調査ですので、製造事業所の皆さんは、回答にご協力をお願いします。

調査結果は、今後の中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。税の資料などに使用することは絶対にありませんので、ご安心ください。

5月中旬から6月にかけて統計調査員が直接事業所に伺うか、調査票が国から直接郵送されますので、調査票へのご回答をお願いいたします。ご心配、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

■調査内容／従業者数、製造品出荷額、原材料使用額など

5月中旬から6月にかけて、調査員が事業所にお伺いするか、国から調査票が直接郵送されますので、お手数ですが、ご回答をお願いします。

【問い合わせ】政策推進課　経営戦略係　☎(83)1222
県統計センター　事業所・工業統計課　☎045(313)7218

J-アラート 防災行政無線を用いた 全国一斉伝達訓練

5月15日(水) 午前11時

町内24か所の屋外スピーカー（防災行政無線）から、次の内容が一斉に放送されます。

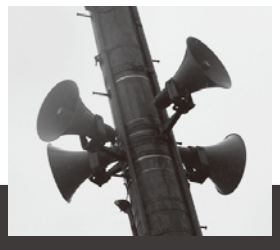

放送内容

①上りチャイム音
②「これは、Jアラートのテストです。」×3回
③「こちらは、防災まつだです。」
④下りチャイム音

災害時に備え、5月15日（水）午前11時に全国一斉の情報伝達訓練が実施されます。

この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用して送信される国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて皆さんにお伝えするものです。訓練ですので、お間違えのないようにご注意ください。

【問い合わせ】安全防災担当室　防災防犯係　☎(84)5540

ご注意ください！ 通信販売に「クーリング・オフ」はありません！

「クーリング・オフ」とは、電話勧誘や訪問販売などで購入した商品やサービスを、一定期間内であれば無条件で解約・返品できる制度のことです。

通信販売（郵便や電話、電子メールなどの通信手段により、商品購入の契約の申し込みを事業者に行うもの）には「クーリング・オフ制度」は適用されません。自己都合による返品については、事業者が定めた「返品特約」に従うことになります。

▼対応策

通信販売事業者の多くは、「返品特約」についてインターネットのサイト内に記載しています。契約する前に必ず確認しましょう！

●消費者トラブルのご相談

消費者ホットライン（消費者トラブル電話相談）
局番なし188（イヤヤ）
身近な消費生活相談窓口につながります。

広告

ご存知ですか？
B型肝炎 給付金

☑B型肝炎ウイルスに感染している
☑昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ

2つとも当てはまる方は、政府から給付金を受けられる可能性があります。対象者から母子感染した方やご遺族（相続人）も対象になります。

【給付金の一例】
死亡・肝がん　3600万円
軽度の肝硬変　2500万円
慢性肝炎　1250万円

自分が対象者かも？と思われた方は、**早めの請求**をご検討ください。なぜなら、給付金の請求に必要な病院のカルテ等の資料は、時間がたつと廃棄され、手に入らなくなることがあるからです。

対象者になりそうかどうかは、左記**無料電話相談**で簡単に確認できます。お気軽にお電話下さい。

無料電話相談
0120-918-862
（平日 9：00 ～ 17：30）

相談件数 6,600 件 以上
※平成 31 年 2 月末日現在

神奈川県弁護士会所属／弁護士法人マイタウン法律事務所／マイタウン法律事務所茅ヶ崎事務所／神奈川県茅ヶ崎市元町4-1 山口ビル2階